

役小角伝考

—役小角／役行者伝の変遷から見えてくること—

脊 古 真 哉

はじめに

各地の寺院・霊山などにはそれぞれに開創伝承が見られる。これらの開創伝承には何らかの事実を踏まえたものもあれば、まったくの荒唐無稽なものも少なくない。聖徳太子などの架空の人物を開創者とする開創説話も多く見られる。行基(668～749年)、良弁(689～773年)、最澄(767～822年)、空海(774～835年)といった奈良・平安時代に活動した実在の著名な僧侶を開基とする寺院は少なくないが、その多くは事実でない。

さらに各地の霊山には実在か否か定かではない人物、もしくは架空の人物を開創者とする事例も多く見られる。例示すれば、国東半島の寺院群の仁聞菩薩にんもん、近畿・山陽地方の報恩大師、播磨地域の法道仙人、近畿地方の金鷲優婆塞(金鐘行者・金肅菩薩)、北陸地方の泰澄などである。鳳来寺(愛知県新城市)の利修仙人(理趣仙人)のように後世には地方各地の霊山にも伝説的な開創者の姿が伝えられることが少なくない。これらの人物はかならずしも仏教僧とはされておらず、神仙説的な人物と位置付けられている場合も見られる。平安時代以降には、各地の山岳寺院で仏僧が到来する以前に、仙人のような神仙説的な人物がその山を支配していたとする縁起が少なからず見られるようになる。

その中では、役小角(生没年不詳)はおそらく実在の人物と見てよいものであるが、『続日本紀』に記される役小角と、『日本霊異記』以降に見える葛城山と吉野山との間に架橋を命じ、富士山にも登頂したとされる役優婆塞、さらに修験道の開祖とされ各地の霊山の開創者とされてゆく役行者(神変大菩薩)とには、その宗教内容・人物像に相当な乖離が見られる。本稿では役小角／役行者伝の変遷を追ってゆくことで奈良時代から平安時代前期の宗教状況を考え、さらに伝説の修験道の開祖役行者像の形成の発端を探ってみたい。

1 『続日本紀』に記される役小角

最初に『続日本紀』に記される役小角の配流の記事を見ておこう。『続日本紀』文武3(699)年5月丁丑条に「役君小角流于伊豆嶋、初小角住於葛木山、以咒術稱、外從五位下韓國連廣足師焉、後害其能、讒以妖惑、故配遠處、世相傳云、小角能役使鬼神、汲水採薪、若不用命、即以咒縛之」とある。一見、何のこともない坦々と事実を述べた記事のように見えるが、この記事には多くの問題が含まれている。

この日に「伊豆嶋」——現在の伊豆大島に流された役小角は葛木山に住して⁽¹⁾、「以咒術稱」られていたとある。奈良盆地西南部の葛城地域を本拠とする呪術に長けた人物であったということである。役小角の氏姓「役君」が後述する『日本靈異記』に役小角の氏姓として見える「賀茂役君」のことであるのならば、この氏姓は養老3(719)年に「賀茂役首」から改姓されたものであり⁽²⁾、文武3年の記事に記されているのは不審である。

この記事では役小角はいかなる犯罪行為によって流罪となったのか判然としない。「妖惑」の語が見えるので、律令の僧尼令違反との解釈もあり得ようが⁽³⁾、文武3(699)年は大宝律令の施行以前で、この時点では僧尼令は存在しなかった。僧侶ではない役小角に僧尼令が適用されるのも不自然である。また「讒以妖惑」とあるので、この記事が書かれた時点では韓国広足(生没年不詳)の訴えは讒言であったと認識されていたことになる⁽⁴⁾。さらに韓国広足の位階が「外從五位下」とされており、これは大宝令の位階であり、文武3年当時の現行法であった飛鳥浄御原令の冠位ではない。次節で述べるように韓国広足は実在の人物で『続日本紀』の他の記事や、他の史料から、韓国広足が活躍したのは天平年間(729~749年)の前半ころであったことが知られている。

このように、この記事が7世紀末の部分に記されていることには何らかの問題が存在すると見られる。これは編纂上の不手際か、あるいは何らかの意図をもってのことと判断できようか。讒言によって流されたとしているのであり、この記事の書かれた時点までに役小角の「名誉回復」がなされていたと考えられる。

記事中の「世相傳云、小角能役使鬼神、汲水採薪、若不用命、即以咒縛之」は世間の評判・伝聞としての役小角像が記されている。「鬼神」を役使したとあるが、この「鬼神」が具体的にどういうものであるのかは判然としない。ここには役小角の呪術について仏教との関連は示されておらず、『日本靈異記』以降に見える孔雀明王法などのような仏教的・密教的呪術とはしていない。『続日本紀』に記される役小角像は、もちろん僧侶ではなく、在家の仏道修行者でもない、呪術をこととする人物となっているわけである。また『日本靈異記』以降のように配流の後のことにはまったく触れられていない。

以上のように『続日本紀』の役小角配流記事は、記事が掛けられている年代からして疑問

があり、『続日本紀』の最終的な編纂時に挿入されたものと考えられる。この記事から歴史上の人物としての役小角の実像を知ることが困難なものとせざるを得ない。

2 韓国連広足の周辺

上述の『続日本紀』文武3(699)年5月丁丑条には、一旦は役小角に師事しながら、小角を讒言した人物として韓国連広足が登場する。この韓国連広足とは如何なる人物であろうか⁽⁵⁾。韓国連広足に関する他の史料を見てみよう。

韓国連広足はさほど有力な人物であったわけではないが、奈良時代の確実な史料に複数回にわたって登場する。『続日本紀』には天平3(731)年正月丙子条に「物部韓國連廣足」が外従五位下に叙せられた記事が見え⁽⁶⁾、同書翌天平4年10月丁亥条には「外従五位下物部韓國連廣足」が典薬頭に任じられた記事が見える⁽⁷⁾。文武3年の記事は天平3年に叙された「外従五位下」の位階が記されるものとなっているわけである。韓国連広足は「韓國連」という氏姓から渡来系の人物とされることもあるが⁽⁸⁾、この2条の記事に見えるように本姓は「物部韓國連」という複姓であり、古代豪族物部氏の一族と見る方が適切である。

令の注釈書である『令集解』僧尼令の僧尼ト相吉凶条には「持呪」に注して「古記云、持呪謂經之呪也、道術符謂道士法也、今辛國連行是」とある。古記は天平10年前後に成立した大宝令の注釈書であるので、ここに見える「辛國連」は韓国連広足のこととして問題は無い。古記では韓国連広足は仏典の呪文を唱える仏教的な呪術ではなく、「道術符」の「道士法」を行う者とされていることになる。「道術符」は道術と符、もしくは道術の符の両様の解釈が成り立つが、いずれにしろ道教的な呪術や道教的な呪符を用いる者ということである。

また、『家伝』下(武智麻呂伝、天平宝字初年成立、天平宝字元年は757年)には神亀5(728)年のこととして、当時の諸芸・諸道の著名な人物を列挙した中に「呪禁有余仁軍・韓國連廣足等」とあり⁽⁹⁾、韓国連広足は余仁軍(生没年不詳)とともに「呪禁」の名手とされている。余仁軍は渡来系の人物で、この「呪禁」も仏教的なものではなく、中国的な呪術と見て問題は無い。このように奈良時代の史料に見える韓国連広足は「道士法」「呪禁」などの中国的な呪術に堪能な者で、天平4年には医療に関わる役所である典薬寮の長官である典薬頭となっている。言うまでもなく当時の医療は呪術を含んだものであった⁽¹⁰⁾。

史料に見える韓国連広足の活動期間は、神亀5(728)年から天平10(738)年ころとなっており、文武3(699)年の役小角の配流の記事とは30年ほどの隔りがある。また、少なくとも天平10年頃までは活躍しているのであるから、役小角を讒言したとして失脚もしくは処罰されたような形跡は見えない。おそらくは韓国連広足の没後、『続日本紀』編纂までの間に、役小角の「名誉回復」がなされたのであろう。

『続日本紀』延暦9(790)年11月壬申条に韓国連広足の同族と考えられる韓国連源(生没年

不詳)らの請いにより、韓国連から高原連への改氏が認められた記事が見える⁽¹¹⁾。当時は渡来系の氏族を中心に改氏姓が盛んに実施されていたが、この改氏は韓国連では「三韓之新來」と誤解されることを理由としている。しかし、想像を逞しくすれば、役小角の「名誉回復」によって韓国連広足が讒言者とされてしまったことがこの改氏に影響を与えているのではなからうか。

なお、唐招提寺金堂の盧舎那仏坐像の台座の複数の銘文の2つに「造物部廣足生」とあり⁽¹²⁾、この「物部廣足」を韓国連広足と同一人物とする見解もある。しかし、この造像は奈良時代末期以降のことであり、韓国連広足の活動時期とは年代が合わない。銘文の「物部廣足」は仏師と見られることでもあり、別人とするのが適切である。

『古事談』第3や、それを引用する『東大寺要録』巻第2には良弁(689~773年)の前身とされる「金鐘行者」と争い敗れた「辛國行者」が見えるが⁽¹³⁾、これは前述の『令集解』所引「古記」の「辛國連」と併せ考えれば、韓国連広足の没落した姿の説話化とすることができよう。役小角が奈良時代末に「名誉回復」されると、韓国連広足は讒言者とされ、落としめられることになった。役小角の宗教活動を仏教に引きつけて捉えるようになると、落としめられた韓国連広足は東大寺の開創者良弁の前身とされた「金鐘行者」との争いに敗れた「辛國行者」とされ、仏教の敵とされてしまうことになったのである⁽¹⁴⁾。

3 『日本靈異記』の役小角説話

『日本靈異記』上巻の「修持孔雀王咒法得異験力以現作仙飛天縁第廿八」に記される役小角の説話は『続日本紀』の配流の記事の年代設定を継承しているが、その内容は大きく異なる。『日本靈異記』では「役優婆塞」「役行者」となっていて、役小角は在家の仏道修行者とされており、孔雀明王法を修し、さらに仙人となったとされている。

『続日本紀』には記されていない役小角の出自を「大和國葛木上郡茅原村人也」とし「賀茂役公、今高賀茂朝臣者也」とする。役小角を現奈良県御所市茅原出身とし⁽¹⁵⁾、葛城地域に縁のある「高賀茂朝臣」の一族としているが、前節で見たように「賀茂役公」は「賀茂役首」が改姓された氏族であり、「高賀茂朝臣」は神護景雲2(768)年・3年に「賀茂朝臣」が改氏された氏族である⁽¹⁶⁾。ともに葛城地域を本貫とするものであるが、この両氏は直接的には繋がらない氏族である。

『続日本紀』では「能役使鬼神、汲水採薪」と「鬼神」を日常の用に使役していたとなっていたが、『日本靈異記』では「鬼神」に「大倭國金峯與葛木峯度椅而通」と吉野の金峯山と葛城山との間に橋を架けよと命じたことになっている。後世に修験道の靈山とされる吉野山と役小角の関係が示されており、6節でも触れるように奈良時代中期以降と見られる吉野・大峯の開山を踏まえた記述なのであろう。架橋を命じられたのは葛城の一言主神(一語主神・

一事主神、以下史料の引用を除いて一言主神に統一する)を含む神々となっており、ここでは「鬼神」は日本の神祇の意味に用いられている⁽¹⁷⁾。『続日本紀』では役小角を譏言したのは実在の人物である韓国連広足であったが、『日本霊異記』では架橋を命じられた一言主神が託宣により役小角を譏言したとなっているのである。

『続日本紀』には記されていなかった配流の後日談が見え、伊豆大島(伊弉嶋)から海上を歩き、夜間に富士山(富峯嶺)へ登頂したという⁽¹⁸⁾。大宝元(701)年に赦された後「遂作仙飛天也」とあり、羽化登仙したこととなっている。これに続いて新羅の山中での道照(道昭、629~700年)との邂逅が記されている。しかし、道照との挿話の後に「彼一語主大神者、役行者所咒縛、至今也不解脱」と譏言した一言主神への復讐とその後の状況が述べられているのはやや不自然である。このことから道照との邂逅の部分は『日本霊異記』がもととした役優婆塞説話に編者景戒(生没年不詳)によって挿入されたものとの指摘がある⁽¹⁹⁾。

『日本霊異記』の役小角像は仏教的な呪術をおこなう在家仏道修行者というだけではなく、仙人となって飛び去ったとされるように神仙説的な人物ともされている。また『続日本紀』にも記される葛城山だけでなく、吉野の金峯山との関わりが示され、富士山にも登頂したとされている。このような山岳との関わりから後世には修験道の開祖とされるようになっていった⁽²⁰⁾。

歴史上の人物としての役小角の宗教内容については、古くから大きく分けて2つの見解がある。1つは中国的・道教的な呪術であったとするものである⁽²¹⁾。もう1つは日本の在来の呪術であったとするものである⁽²²⁾。これらは前節で見た『続日本紀』の記事および『日本霊異記』の説話を主な史料として、さらに役小角に師事したとされる韓国連広足の活動を勘案してのものである。しかし、上述のように『続日本紀』の記事からして、どこまで事実を伝えているものか定かではなく、現存の史料から役小角の活動の実態を知ることは不可能とするほかない。

架橋を命じられた一言主神をはじめとする神々は、呪術を駆使する役優婆塞によって使役される存在とされている。『日本霊異記』には固有の名をもつ神祇はほとんど登場しない。一言主神の他には近江国の^{たが}随我大神と美濃国の^{いなば}伊奈婆大神の2例が見えるのみである⁽²³⁾。随我大神は前生の悪業により^{まゐ}彌猴の身となり、託宣して仏法による救済を求めており、神祇衆生観にもとづく説話となっている⁽²⁴⁾。一方、伊奈婆大神の話は、神によって未通の女が懐妊し、2個の石を産むという感生説話、中でも夫余・高句麗・百濟の始祖伝承である東明一朱蒙伝承の影響を窺わせるものとなっている。結びに「往古今來、未都見聞、是亦我聖朝奇異事矣」とあるように仏教とはまったく関係のない話である。

一言主神と随我大神の話は、神を人間と同様に衆生——生きとし生けるものの一員として扱っていることは同様である。随我大神は六道輪廻の中で悪業により彌猴(神)に生まれ変わり、僧侶に対して仏法による救済を求める存在とされているのに対して、一言主神は在家

修行者である役小角に一方的に使役され、さらには呪縛されてしまう存在となっている。同じく神を衆生と捉えていても、一言主神の方はまったくの敵役といった有様である。

4 一言主神と高鴨神

一言主神は『延喜式』神名上の大和国葛上郡の条の「葛木坐一言主神社<名神大月次相嘗新嘗>」の祭神である。これは現在の奈良県御所市森脇に所在する一言主神社と見て問題は無い。『日本書紀』や『古事記』では葛城の地で雄略天皇と遭遇したとされている神である⁽²⁵⁾。さて『続日本紀』天平宝字8(764)年11月庚子条には次のような記事が見える。

復祠高鴨神於大和國葛上郡、高鴨神者法臣圓興、其弟中衛將監從五位下賀茂朝臣田守等言、昔 大泊瀨天皇獵于葛城山、時有老夫、与天皇相逐爭獲、 天皇怒之流其人於土左國、先祖所主之神化成老夫、爰被放逐<今檢前記不見此事>、於是 天皇乃遣田守、迎之令祠本處

これは藤原仲麻呂(706~764年)の乱の直後の記事で、道鏡(?~772年)の政権下で法臣となる円興(生没年不詳)とその弟賀茂田守(高賀茂田守、生没年不詳)らの言上によって、大泊瀨天皇(雄略天皇)の時代に土左国に流されていた「高鴨神」を大和国葛上郡に「復祠」したとの記事である。「高鴨神」は円興や賀茂田守らの「先祖所主之神」であるとされている。

この記事では大泊瀨天皇と葛城山で遭遇したのは「化成老夫」した「高鴨神」となっていて、天皇と獲物を争った「老夫」は天皇の怒りを買って土左国に配流されたという。この「高鴨神」は『延喜式』神名上の大和国葛上郡の条の末尾の「高鴨阿治須岐託彦根命神社四座<並名神大月次相嘗新嘗>」の4座の神の内の1神のことと見られる。「今檢前記不見此事」と注記されているのは、前述のように『日本書紀』では雄略天皇と遭遇したのは一言主神であり「高鴨神」のことは見えないためである。また『日本書紀』『古事記』には一言主神と雄略天皇の獲物をめぐる争いも土左への配流も見えない。

人間の歴史として記されている『日本書紀』巻第3以降では、神は誰かの口を借りての託宣か、誰かの夢の中に現れて意志を示すようになり、原則として現世に姿を現すことはない。『日本霊異記』での一言主神の讒言も託宣によるとされている。一言主神であれ、高鴨神であれ、いずれにせよ現世に姿を現したとされていることはきわめて特異な事例である。

『釈日本紀』巻12・15の「一事主神」の条と「土左大神、以神刀一口進于天皇」条に同文で「土左國風土記曰、土左郡、々家西去四里、有土左高賀茂大社、其神名一事主尊、其祖未詳、一説曰、大穴六道尊子味鉏高彦根尊」とあり⁽²⁶⁾、『土左国風土記』の逸文とされるもの

では土左郡の「高賀茂大社」の祭神を「一事主尊」とし、一説に「味鉏高彦根尊」としている。祭神について2説を挙げるこの内容は、天平宝字8(764)年の「高鴨神」の大和国葛上郡への「復祠」後のもの、そしておそらくは『日本霊異記』より後のものということになるから、奈良時代の風土記の記述ではない。『延喜式』神名下の土佐国土佐郡の条には「都佐坐神社<大>」とあり祭神は1座となっている。

祭神を「大穴六道尊子味鉏高彦根尊」とするのは『古事記』上巻に「故此大國主神娶坐胸形奥津宮神多紀理毘賣命生子阿遲鉏高日子根神、次妹高比賣命、亦名下光比賣命、此阿遲鉏高日子根神者、今謂迦毛大御神者也」とあり、阿遲鉏高日子根神をオオクニヌシの子とし、「今謂迦毛大御神者也」していることによるのであろう。『日本書紀』では系譜は不明である。しかし、土左大神（都佐坐神社）は土左国の在地の神であろうから、大和国の葛城地域を本貫とする賀茂朝臣（高賀茂朝臣）とは無関係なものとするのが適切である。なお、現在の土佐神社（高知県高知市）では『新日本紀』が引用する『土左国風土記』逸文にもとづいて祭神を味鉏高彦根神と一事主神の2座としている。

貞観元(859)年正月27日には全国の神祇267社に対する神階の一斉昇叙が実施された。この中で大和国の従二位勲八等の「高鴨阿治須岐宅比古尼神」が従一位に、同じく大和国の正三位の「高鴨神」が従一位に、大和国の正三位勲二等の「葛木一言主神」が従二位に、土佐国の従五位下の「都佐坐神」が従五位上にそれぞれ昇叙されている⁽²⁷⁾。奈良時代や平安時代前期には同一のものと認識されている神に別個に神階が叙されることはなかった⁽²⁸⁾。この場合はそれぞれの神の位階が異なってもおり、「高鴨阿治須岐宅比古尼神」「高鴨神」「葛木一言主神」「都佐坐神」の4神は別個のものと認識されていたことは言うまでもない。

『土左国風土記』逸文とされるものに見える「都佐坐神社」を「高賀茂大社」としたり、祭神を「一事主尊」や「味鉏高彦根尊」としたりするのは後世の付会であり、特に「一事主尊」とするのは『日本霊異記』やその流れを汲む役行者伝の影響を受けた記述とするのが適切である。大同元(806)年の時点での全国の神社の封戸の書き上げである『新抄格勅符抄』に収められた「大同元年牒」の神封部には「高鴨神」の封戸53戸が記載されており、その内20戸が土佐国に所在することとなっている⁽²⁹⁾。大和国の比較的多くの封戸を充当されている神社の封戸の一部または大部分が他国に設定されているのは一般的なことである。この土佐国の封戸の存在も高鴨神社と土佐神社の祭神が混同されてゆく原因となった可能性がある。

さて、問題は貞観元年の一斉昇叙に見える「高鴨阿治須岐宅比古尼神」と「高鴨神」の関係である。「高鴨阿治須岐宅比古尼神」は『延喜式』神名上の「高鴨阿治須岐託彦根命神社四座<並名神大月次相嘗新嘗>」の「高鴨阿治須岐託彦根命神」のこととして問題ない。『延喜式』祝詞の末尾に収められた「出雲国造神賀詞」に「己命乃御子阿遲須伎高孫根乃命乃御魂乎葛木乃鴨能神奈備尔坐」とある⁽³⁰⁾。この『延喜式』所収の「出雲国造神賀詞」が何時まで遡るものであるかは検討を要するが、三輪山の神「大物主櫛瓊玉命」などと併記されてお

り、奈良時代まで遡るものの可能性がある。7世紀末・8世紀初頭の律令的な神祇祭祀の編成・整備の当時から葛城の地に『日本書紀』に見え⁽³¹⁾、『古事記』ではオオクニヌシの子とされることになるアジスキタカヒコネが祀られていたとすることができよう。「高鴨神」はその名の通り天平宝字8年に「復祠」された神でアジスキタカヒコネとは別の神であり、「高鴨阿治須岐託彦根命神社四座」の内の1座ということになる。この2神を混同してしまったことから、『土左国風土記』逸文の記述をはじめ、さまざまな誤解・付会が生じたのである。

そもそも神の「復祠」とは如何なることであろうか。古代において他に知見は無い。『延喜式』神名上の大和国葛上郡の条には18社の内、筆頭に「鴨都波八重事代主命神社二座〈並名神大月次相嘗新嘗〉」と8番目に「鴨山口神社〈大月次新嘗〉」の2社が記載されている。鴨山口神社は大和国の他の山口神社と同じく大和川をはじめとする河川の源流域に祀られた祈雨の神である。鴨都波神社こそ「賀茂神社」「鴨社」「鴨神社」と称されることがあるように葛城地域の賀茂氏（賀茂朝臣）が祀る中心的な神であった⁽³²⁾。天平宝字8（764）年の「高鴨神」の「復祠」は神護景雲2（768）年に高賀茂朝臣に改氏されることになる円興・田守らによる鴨都波神社とは別の新たな「氏神」の創出であったと見られる。

現在の御所市中心部の同市宮前町に所在し、奈良盆地の盆地底とさほど変わらぬ海拔に位置する鴨都波神社と異なり、高鴨神社は宇智郡（現奈良県五條市）との境界に近い金剛山の麓に位置する御所市鴨神に所在する⁽³³⁾。これらの神社の比定が間違いのないものであるか否かは難しいところであるが、一応この比定を首肯すると、鴨都波神社よりも海拔の高い地に祀られたので高鴨神と称され、この神名は高賀茂朝臣の氏姓と連動したものであったと考えられる。前述の「出雲国造神賀詞」では「葛木乃鴨能神奈備」とあったが、あるいは「復祠」以前から「高鴨」の地名が存在していた可能性もあろう。

『延喜式』では高鴨神社の祭神は4座とされていた。貞観元年の一斉昇叙にはこの内の2神が見えた。ここで注目されるのは同時期に高野天皇（718～770年、2度目の在位764～770年）の外戚の神を祀るものとして創祀された春日大社（奈良県奈良市）の存在である。『延喜式』神名上の大和国添上郡の条に「春日祭神四座〈並名神大月次新嘗〉」とある。この4座の神は鹿嶋神宮（茨城県鹿島市）と香取神宮（千葉県香取市）、枚岡神社（大阪府東大阪市）から平城京東郊の地に分祀されたものである。

同様に外戚の神を都城近郊に分祀したものとしては、少し時期は降るが、平野神社（京都市北区）と梅宮大社（京都市右京区）がある。それぞれ『延喜式』神名上の山城国葛野郡の条に「平野祭神四社〈並名神大月次新嘗〉」「梅宮坐神四社〈並名神大月次新嘗〉」とある。ともに「四社」は「四座」となっている写本もある。平野神社は桓武天皇（737～806年、在位781～806年）の生母高野新笠（？～789年）の氏の神を祀り、梅宮大社は嵯峨天皇（786～842年、在位809～823年）の皇后橘嘉智子（789～850年）の橘氏の神を祀るとされる。ともに外戚の神々を長岡京・平安京の郊外に祀ったものであり、平城京における春日社と同様の

性格をもつものであった。

高鴨神社の「復祠」もこれらの例を参考とすべきである。高鴨神社の祭神が春日社・平野社・梅宮社と同じく4座となっているのは偶然であろうが、複数の祭神の存在は奈良時代後期から平安時代初期にかけて新規に創出された「氏神」のあり方と見られる。「高鴨阿治須岐託彦根命神社四座〈並名神大月次相嘗新嘗〉」は『延喜式』神名上の大和国葛上郡の条の末尾に記載されている。これは天平宝字8年の「復祠」の際に官社とされたからと判断できる。ただ、相嘗祭の班幣社ともされている⁽³⁴⁾。天平神護元(765)年以降に創祀されたと考えられる春日大社が相嘗祭班幣社とされていないように、奈良時代後期以降に成立した神社は原則として相嘗祭班幣社とされていない⁽³⁵⁾。葛上郡の条の末尾に記載されていることと相嘗祭班幣社となっていることについては後考を俟ちたい。

それではなぜ『日本霊異記』では一言主神が役小角を譏言したとされているのであろうか。『日本霊異記』は『日本書紀』『続日本紀』の設定した歴史軸にもとづいて編集されている。景戒は『続日本紀』天平宝字8年11月庚子条の道鏡配下の円興とその弟の高賀茂田守による高鴨神の「復祠」の記事の「今檢前記不見此事」という注記に着目したのであろう。そして「前記」——『日本書紀』で雄略天皇と遭遇したとされている一言主神を想起したものと見られる。

景戒は「高鴨神」を一言主神であると判断したのである。これは6節で述べるように道鏡の失脚と役小角の「名誉回復」とには関連があるからと考えている。道鏡とともに没落したであろう円興が「復祠」を推進した「高鴨神」＝一言主神に譏言者の役割を与えたものと見られる⁽³⁶⁾。あるいは景戒は『古事記』をも見ていたのかもしれない。『古事記』下巻雄略天皇段では、葛城山で遭遇した天皇と一言主神はお互いに従者に矢をつがえさせ一触即発の状態になったとされている⁽³⁷⁾。このエピソードを知っていて天皇の怒りを買った「高鴨神」を一言主神であったと判断したことも考えられる。

なお『日本霊異記』で役小角の出自を「大和國葛木上郡茅原村人也」とし、その氏姓を「賀茂役公、今高賀茂朝臣者也」とすることは、円興と弟の高賀茂田守が「復祠」を推進したと判断した一言主神を敵役とすることと矛盾するようにも思われる。しかし、円興が没落したと考えられる後も高賀茂朝臣氏に属する者たちがすべて没落したわけではなく⁽³⁸⁾、これは役小角の出自を飾るために葛城地域の有力氏族としての高賀茂朝臣の氏姓を冒したものである。

5 道照との邂逅

仙人となって飛び去った役小角が新羅の山中で道照と邂逅したとされている部分を取り上げてみよう。ここでは役小角は『続日本紀』の記事を受けて伊豆嶋への配流の後、大宝元(701)

年に赦され、仙人となって飛び去ったとなっている。新羅の山中での役小角と道照との邂逅は大宝元年以降ということになるが、道照は文武4(700)年3月に死去しているので、現実の出来事とすれば年代に矛盾があるということになる。

『続日本紀』文武4年3月己未条に道照の死亡記事と伝記がある⁽³⁹⁾。これは『続日本紀』全体の中で僧侶・官人を通じて最も長文の伝記である。ここには、①道照は河内国丹比郡の人で、俗姓は船連で父は恵釈であるという本貫・家系、②持戒堅固で温厚な人となり、③入唐して玄奘に師事し、「禪定」を学び日本に伝えることを勧められたこと、④別れに際して「舍利」「経論」と神験のある「鑑子」^{なべ}を授けられたこと、⑤日本への帰国の航海での苦難と龍王の求めによる「鑑子」の喪失、⑥帰国して元興寺の東南の隅に禅院を建てて禅を教えたこと、⑦天下を周遊して、各地に井戸を掘り、渡し船や橋を整備したこと、⑧特に山背国の宇治橋を「創造」したこと、⑨周遊すること10余年にして勅命により禅院に止住したこと、⑩72歳での死去と死に際しての神異、⑪日本で最初とする火葬と親族・弟子らの遺骨争い、⑫禅院の平城京への移転と、道照将来の多くの経典を所蔵すること、とたいへん盛りだくさんな内容となっている。

『続日本紀』の前半の中で異例に詳しい道照伝について、坂本太郎(1901~1987年)は同族である編者菅野真道(津連真道、741~814年)の特別な配慮があった可能性に言及し、重要な史実が述べられているとする⁽⁴⁰⁾。『続日本紀』延暦9(790)年7月辛巳条の津連真道らが連署した改氏姓願いの上表文では「午定君生三男、長子味沙、仲子辰尔、季子麻呂、從此而別始爲三姓、各因所職以命氏焉、葛井・船・津連等即是也」とあって⁽⁴¹⁾、真道の津連と船連が同族とされている。なお『日本書紀』皇極4年6月己酉条には「蘇我臣蝦蟇等臨誅、悉燒天皇記・國記・珍寶、船史惠尺即疾取所燒國記而奉獻中大兄」とあり、乙巳の変に際して、燃える蘇我蝦夷邸から道照の父「船史惠尺」が「國記」を取り出したとされている。この一族の「歴史」に対する因縁を感じさせるところである。

菅野真道の特別な配慮については坂本の指摘する通りであろうが、記されている内容が事実か否かは検討を要する。盛りだくさんな道照伝の内容をどこまで事実とするかは見解の分かれるところであるが⁽⁴²⁾、文中では「孝徳天皇白雉四年」に入唐したとなっている。白雉4年の道照らの入唐は『日本書紀』にも記されている⁽⁴³⁾。白雉4年を無理やり西暦に換算すると653年ということになる。帰国の年は明示されていないが、玄奘(?~664年)の在世中のこととされている。『日本三代実録』元慶元(877)年12月16日条には帰国後の「壬戌年三月」に本元興寺の東南の隅に禅院を創建したとしている⁽⁴⁴⁾。「壬戌年」は662年と見てよからう。『続日本紀』には帰国してからの「和尚周遊九十有餘載」などの活動が記されており、何よりも文武4(700)年に死去したのであるから、大宝元(701)年以降に道照と役小角が新羅の山中で実際に邂逅することは物理的に不可能である。

両人の邂逅は現実世界のこととして記されているのではなく、時空・生死を超越した物語

と見るべきなのである。『日本霊異記』の道照と役小角の邂逅は、道照が「物化」し、役小角が登仙した後のこととして記されていると見るべきものなのである。『日本霊異記』上巻の「勤求學佛教弘法利物臨命終時示異表縁第廿二」には道照の臨終を「必生極樂淨土」と西方極樂淨土に往生したとする⁽⁴⁵⁾。新羅の山中での両者の邂逅は、唐から帰国途上の道照のエピソードではなく、極樂淨土に往生した後の道照と登仙した役小角との時空・生死を超越したものであった。『日本霊異記』の役小角説話は、飾り立てられた道照伝の臨終の際の奇瑞に着目して、役小角と奈良時代の仏教の基礎を築いた1人とされる道照との邂逅の物語を記したものと解釈すべきである。

6 役小角の名誉回復と金峯山開創

道鏡の失脚後の『続日本紀』宝亀元(770)年10月丙辰条には僧綱からの申し出により、藤原仲麻呂の乱の後の天平宝字8(764)年の勅により禁止されていた山林寺院での修行を解禁した記事が見える⁽⁴⁶⁾。続いて同書宝亀3年3月丁亥条に秀南(生没年不詳)以下の10名の僧を「十禪師」に任じたことが記されている⁽⁴⁷⁾。これらの「十禪師」は「或持戒足稱、或看病著聲」とされているので持戒堅固で医疾に関する呪術に長けた者であった。2番目に記される広達(生没年不詳)は『日本霊異記』中巻の「未作畢佛像而棄木示異靈表縁第廿六」に聖武天皇(701~756年、在位724~749年)の時代に「吉野金峯」で修行していたとされている⁽⁴⁸⁾。

道鏡政権下で抑圧されていた山林修行の徒が優遇されるという政策転換がなされたわけである。道鏡その人が独占していた看病禪師の地位がひろく山林修行僧に開放されたということでもある。また、このことは天皇・貴顕の治病にあたる呪術者の呪禁師から禪師への転換——中国的・道教的な呪術から仏教的・密教的な呪術への転換でもあった⁽⁴⁹⁾。職員令の宮内省の典薬寮の条に定員・職掌が規定されている呪禁師・呪禁博士・呪禁生は、神護景雲元(767)年8月癸巳条の改元詔に続いて記される叙位記事の「呪禁師末使主望足」を最後に史上から姿を消す⁽⁵⁰⁾。このような状況では神亀・天平間に活躍した呪禁の名手韓国連広足の存在も時勢に合わないものとなっていったと見られる。

広達が修行していたという「吉野金峯」は吉野川(紀ノ川)南岸の現在の金峯山寺(山下蔵王堂、金峯山修験本宗本山、奈良県吉野郡吉野町)の辺りから大峯山(山上ヶ岳)にかけての山中と見るのが適切である。8世紀初頭までに吉野寺・吉野山寺と呼ばれていたのは吉野川北岸の比蘇寺(現光寺、現曹洞宗世尊寺の地、吉野郡大淀町)であった⁽⁵¹⁾。『日本霊異記』の「聖武天皇代」ということに信がおけるならば、8世紀中葉までには金峯山が開創され、山林での修行者が見られるようになっていたということになる⁽⁵²⁾。大峯山寺(山上蔵王堂、単立、吉野郡天川村)の本堂の解体修理に際して1983・84年に実施された発掘調査では内々陣の近くの地下から和同銭・三彩片などが検出されており、周辺からは奈良時代の須恵器が

採集されている⁽⁵³⁾。奈良時代のうちに大峯山上での宗教活動が実施されていた可能性は大きい。

3節・4節で取り上げた『日本靈異記』の役小角が一言主神らに金峯と葛木峯との間に架橋を命じたとの説話は、金峯山の開創を前提としたものと考えられる。奈良時代前期から比蘇寺は元興寺僧を中心とする山林修行の場であったが⁽⁵⁴⁾、奈良時代中期以降、さらに南方の山深く分け入る修行者が現れるようになったものと見られる。『日本靈異記』が著された平安時代初期には金峯山を中心とする吉野山中での山林修行が盛んに実施されていた⁽⁵⁵⁾。

最澄の門弟の光定(779～858年)の『伝述一心戒文』には弘仁3(812)年7月16日に「金嶽」に登ったとある⁽⁵⁶⁾、この「金嶽」はカネノミタケで金峯山の意と解してよからう。『伝述一心戒文』には「登於金嶽、爲奉明神奉説法法華、二七日間、彼願已畢」とあり、光定が金峯山で神のために法華経を講じたとある。吉野山中では禪定などの仏道修行だけでなく、神仏交渉に関わる行為もなされていたということである。この「明神」は『延喜式』神名上の大和国吉野郡の条に記される「金峯神社<名神大月次相嘗新嘗>」の神と判断するのが適切である⁽⁵⁷⁾。

『令義解』僧尼令の禪行条に「判下山居所隸國郡」に注して「謂、假如、山居在金嶺者、判下吉野郡之類也」とある⁽⁵⁸⁾。この「金嶺」は「判下吉野郡」とあるので金峯山のことと見て問題ない。『令義解』は天長3(826)年に明法博士額田今足(生没年不詳)を中心に編纂が開始され、同10年に完成・上奏され、承和元(834)年に施行された規範性をもつ養老令の公的注釈書である。この中に「山居」の具体例として「金嶺」が示されているのは、9世紀前半には金峯山が代表的な山林修行の地と認識されるようになっていたことが窺えるものである。

源為憲(?～1011年)が天禄元(970)年に著した『口遊』の「坤儀門」に承和3(836)年の太政官符により比叡山以下の畿内および周辺地域の7峰の名山が春秋2時に9箇日の薬師悔過を修する「七高山」とされたと伝えられている⁽⁵⁹⁾。この中には葛城山とともに金峯山が含まれている。『日本三代実録』元慶2(878)年2月13日条の伊吹山護国寺を定額寺とした記事に、三修(829～900年)の牒の内容として「近江國坂田郡伊吹山」を「七高山之其一」とし、深草聖皇=仁明天皇(810～850年、在位833～850年)が「一精舎」建て「薬師念佛」を修せしめたとあり⁽⁶⁰⁾、『口遊』の伝える承和3年に金峯山と葛城山を含む名山が「七高山」とされたというのは事実としてよからう。

吉野の中心的神と見られる金峯神の初見は『日本文徳天皇実録』仁寿2(852)年11月辛丑条の「特加大和國金峯神從三位、率川坐大神御子神・狹岡神・率川阿波神並從五位下」という叙位記事である。ここに「特加」とあるので、これ以前に神階が叙されていたということになる。その後、同書翌仁寿3年6月己巳条には名神祭奉幣社となった記事、同書齊衡元(854)年6月甲寅条には相嘗祭・月次祭および神今食祭に預かることとなったという記事が

見える⁽⁶¹⁾。大宝令の施行以降に新たに相嘗祭頒幣社となったことの確認できる数少ない事例である。地方の神社には（吉野郡は畿内の大和国ではあるが）僧侶などの仏道修行者の到来による神仏交渉の活動が見られることによって、神社自体の存在も明確になってくるといふ事例が少なくない。金峯神の場合も同様である。

このように『日本霊異記』が著された平安時代初期には、奈良時代末の山林修行の解禁を承けて、葛城山とともに金峯山が代表的な山林修行の地とされ、国家的な認知を受ける存在となっていく。そうしたなか7世紀末から8世紀初頭の人物とされる役小角が金峯山と葛城山との間に橋を架けようとしたとの説話が構想され、役小角が金峯山開創の先駆者とされるようになったのである。『日本霊異記』では役小角は在家の仏道修行者とされ、『続日本紀』の記事で本拠とされていた葛城山だけでなく、吉野山との関係が示され、富士山にも登頂したという山岳での活動——山林修行の実践者と位置付けられこととなった。

一方、山林修行を通じて験力を得た禪師が優遇されるようになると、前代に活躍していた呪禁の徒は衰退し、かつての呪禁の名手韓国広足は『続日本紀』の記事で讒言者とされてしまうことになった。奈良時代末から平安時代初頭の政治状況を踏まえた宗教界の変容のなかで、役小角の「名誉回復」が図られ、『続日本紀』では役小角の配流が冤罪とされ、『日本霊異記』では役小角の宗教内容を仏教、さらに山林修行に引き付けて物語るようになった。

7 『本朝神仙伝』の役行者

『日本霊異記』に記された役小角の説話は、その後の役行者伝に大きな影響を与えている。上述のように『日本霊異記』では役小角が「鬼神」に「大倭國金峯與葛木峯度椅而通」と吉野の金峯山と葛城山との間に橋を架けよと命じたことになっていた。架橋を命じられた「鬼神」は葛城の一言主神を含む神々となっており、このため一言主神が役小角を讒言したとなっていた。

末尾に近く「彼一語主大神者、役行者所呪縛、至于今也不解脱」と記され、役小角を讒言した一言主神は小角に呪縛され、『日本霊異記』が執筆された時点でも、そのままとなっているとされている。この場合の「解脱」は本来的な意味での解脱ではなく、呪縛されたままになっているということである。役小角が一言主神を呪縛したとしているのは『続日本紀』の配流の記事に「小角能役使鬼神、汲水採薪、若不用命、即以咒縛之」と命令を聞かない鬼神を呪縛したとあるのによっていることは間違いない。

皇円（?～1169年）が著したとされる『扶桑略記』の文武3（699）年5月丁丑条の記事は『続日本紀』をベースに『日本霊異記』の内容を加味したものとなっている。同書同5年正月同月条に引用される「役公伝」には架橋を命じられ動員された諸国の神として「葛木一言主大神」だけでなく「金峯大神」が登場する⁽⁶²⁾。「金峯大神」は役小角の験力に勝てないので率

直に命令を聞いたが、「葛木一言主大神」は自身の醜さを理由に夜間に架橋に従事すると申し出たが聞き入れられず、役小角を讒言したとなっている⁽⁶³⁾。この「金峯大神」は前節で見た「金峯神社<名神大月次相嘗新嘗>」の神と見て問題なかろう。

さて、この役小角による一言主神の呪縛については、大江匡房（1041～1111年）の撰とされる12世紀初頭成立の『本朝神仙伝』に後日談がある。『本朝神仙伝』は、葛洪（283～343年）の『神仙伝』に倣って、日本の神仙とされる人物の伝記を集成したものであるが、日本には中国の神仙の概念に適合する人物はほとんど見当たらないので、かなり無理のある人選となっている。大東急記念文庫本の目録では「倭武命」「上宮太子」「武内宿禰」「浦島子」「役行者」「徳一大徳」「泰澄大徳」「久米仙」「都藍尼」などといった順に実在・非実在、著名・無名を含めて雑多な人物の伝記が集成されている⁽⁶⁴⁾。

役小角の伝は概ね『日本靈異記』に拠っているが、「役優婆塞者、大和國人也、修行佛法、神力無邊、昔登富士山頂、後住吉野山、常遊葛木山、好其嶮岨、欲令諸鬼神、造互石橋於兩山」とあり、葛城山ではなく吉野山が本拠とされており、吉野から葛城へ通うために石橋の建設を命じたとなっている。役小角が一言主神を呪縛したことは「即縛一言主神、置於澗底、今見爲所葛纏七匝、万方遂不解、呻吟之声歷年不絶」と『日本靈異記』よりも具体的に記され、やはり同様に呪縛されたままとされているとしている。

『本朝神仙伝』には役小角に続いて泰澄の伝が載せられている。泰澄は白山の開創者とされ、一般に実在の人物と考えられているが、その実在性は疑問であり⁽⁶⁵⁾、この『本朝神仙伝』に見えるのが確実なものとしては最初の伝記であろう⁽⁶⁶⁾。架空の人物と捉えた方が適切な存在である。泰澄の伝では一言主神の呪縛について「到吉野山、欲解一言主神之縛、試苦加持三匝已解、暗有声叱之、繫縛如元」とある。一言主神が呪縛されているのは葛城山ではなく「到吉野山」となっていて吉野山でのこととされているが、これは役小角伝の末尾に「事見都良香吉野山記」とある現存しない都良香（836～879年）の『吉野山記』に拠っていると見られる。『本朝文粹』に収められ役小角の富士山登頂を記す都良香の『富士山記』が現存するので⁽⁶⁷⁾、この『吉野山記』も実在したのであろう。

都良香自身も伝奇性に富んだ人物で、やはり『本朝神仙伝』に伝がある。ここには「嘗承相者良香所問秀才也、承相後越預於加級、良香大怒棄官入山、覓仙修法、通大峰三箇度、不知所終」とある。かつて文章得業生の試験官として出題し及第させ⁽⁶⁸⁾、当時同じく文章博士の官にあった菅原道真（845～903年）が自らの位階を超えて昇進したことに腹を立て、世を捨てて山で仙人修行をして大峯山に3度登ったとしている。これが事実とは考えられないが⁽⁶⁹⁾、役小角の吉野山との結び付き、山岳宗教者としての役小角像の形成に都良香の果たした役割は小さくないものと見られる。

『本朝神仙伝』では泰澄が一言主神の呪縛を解こうとして加持を行ったところ「葛纏七匝」のうち「三匝已解」だが「暗有声叱之、繫縛如元」とあり、空から叱責の音がして元のよう

に呪縛されたとしている。空から聞こえた声の主は役小角であり、小角の呪縛は泰澄の験力では解けなかったとしているわけである。『本朝神仙伝』の役小角伝では、役小角を白山の開創者とされる泰澄よりもすぐれた術者としており、後世の修験道の開祖としての役行者の伝記へと発展していく道筋の窺えるものとなっている。

むすび

以上、7節にわたって役小角／役行者伝の変遷と、そこから読み取れる奈良時代から平安時代前期にかけての宗教状況を見てきた。葛城山を本拠とする民間の呪術者であった役小角は在家の仏道修行者役優婆塞とされ、山林修行の徒、金峯山開創の先駆者、富士山の初登頂者とされてゆくようになる。

奈良時代末期の仏教僧の山林修行の解禁・盛行という状況を承け、役小角は優婆塞とされ、仏教的・密教的呪術の使い手とされるようになった。そして平安時代前期には代表的な山林修行の地とされるようになった吉野金峯山との結び付きを強くしてゆくようになる。さらに一般的な意味での鬼神ではなく、葛木の一言主神などの神祇を呪術によって使役・呪縛せしめる存在とされるようになった。また、役優婆塞は単なる山林修行者ではなく、仙人となって飛び去ったとされ、神仙説的な人物ともされている。

奈良時代から平安時代前期にかけての神仏交渉では、神は仏教に帰依し救済を求める存在とする神祇衆生観の思想の立場でも、神は仏教・寺院を守護する存在とする護法善神の思想の立場でも、僧侶を含む人間によって一方的に使役されたり、呪縛されたりといったことは見えない。8世紀を舞台とする事例では、神は自らの思いが遂げられない場合には災厄を引き起こすことも見られる。役小角説話に示されるあり方はきわめて特徴的な神仏交渉の事例とすることができる。

役小角説話にこのような人間と神との関係が見えるのは、役小角が仏教的な山林修行者というだけではなく、仙人とも位置付けられたことによるのであろう。山林修行によって神をも凌駕する超自然的なパワーを獲得した神仙説的な存在とされているのである。

『本朝神仙伝』では白山の開創者とされる僧侶である泰澄を凌ぐ術者とされていた。やがて役行者は葛城・吉野、富士山だけではなく、日本各地の霊山の開創者とされてゆくようになる。平安時代までの役小角説話に示された在家仏道修行者であり、山林修行者であり、神仙説的な人物という属性を備えた役小角像が、後世の複合的な宗教である修験道の開祖とされる役行者像へと展開してゆくこととなったのである。このため修験道では、いわゆる「顕密仏教」の枠内での神仏交渉とは少しく趣の異なる神仏交渉が見られることとなった。

【註】

- (1) 古代の葛城山（葛木山・葛木峯）是水越峠を挟んで北方の現在の葛城山（960メートル）と南方の金剛山（1125メートル）の双方を含めた総称であったと見られる。
- (2) 『続日本紀』養老3（719）年6月庚子条に「從六位上賀茂役首石穗・正六位下千羽三千石等一百六十人、賜賀茂役君姓」とある。
- (3) 僧尼令の上観玄條條に「凡僧尼上観玄像假説災祥語及國家妖惑百姓（後略）」とある。
- (4) 青木和夫他校注『続日本紀』1（新日本古典文学大系12 岩波書店 1989年）17頁の脚注20では讒言したのを韓国連広足ではなく「だれか」と解釈している。この記事の「初小角住於葛木山、以咒術稱、外從五位下韓國連廣足師焉、後害其能、讒以妖惑、故配遠處」の「焉」を重視し、また『日本靈異記』で一言主神が讒言したとなっていることとの整合性に留意した解釈であろうが、やはり従来説のように韓国連広足が讒言したとするのが適切である。
- (5) 韓国連広足についての専論としては、鈴木昭英「役小角伝承における韓国連広足」（同氏『修験教団の形成と展開』〈修験道歴史民俗論集1〉法蔵館 2003年 初出は1959年）がある。
- (6) 『続日本紀』天平3（731）年正月丙子条に「（前略）正六位上息長眞人名代・當麻眞人廣成・巨曾部朝臣足人・紀朝臣多麻呂・引田朝臣虫麻呂・巨勢朝臣又兄・大伴宿禰御助・佐伯宿禰人足・佐味朝臣足人・佐伯宿禰伊益・土師宿禰千村・箭集宿禰虫麻呂・物部韓國連廣足・船連藥・難波連吉成・田邊史廣足・葛井連廣成・高丘連河内・秦忌寸朝元並外從五位下」とある。この記事によれば物部韓國連広足は天平3年以前に正六位上に叙されていたということになる。
- (7) 『続日本紀』天平4（732）年10月丁亥条に「（前略）外從五位下物部韓國連廣足爲典藥頭（後略）」とある。
- (8) 和歌森太郎『修験道史研究』（平凡社〈東洋文庫〉1972年 初出は1943年）31頁など。
- (9) 『家伝』下に「神龜元年二月叙正三位、知造宮事如故、五年七月遷播磨守兼按察使、六月遷大納言、公爲人溫雅、備於諸事、既爲喉舌、贊揚帝猷、出則奉乘輿、入則掌樞機、至有朝議、持平合和、朝廷上下安靜、國無怨讟、當此時、舍人親王知太政官事、新田部親王知惣管事、二弟壯卿知機要事、其間參議高卿有中納言丹比縣守、三弟式部卿宇合、四弟兵部卿麻呂、大藏卿鈴鹿王、左大辨葛木王、風流侍從有六人部王・長田王・門部王・狹井王・櫻井王・石川朝臣君子・阿倍朝臣安麻呂・置始工等十餘人、宿儒有守部連大隅・越智直廣江・肖奈行文・箭集宿禰虫麻呂・鹽屋連古麻呂・楢原東人等、文雅有紀朝臣清人・山田史御方・葛井連廣成・高丘連河内・百濟公倭麻呂・大倭忌寸小東人等、方士有吉田連宜・御立連吳明・城上連眞立・張福子等、陰陽有津守連通・余眞人・王仲文・津連首谷・邨康受等、曆算有山口忌寸田主・志紀連大道・私石村・志斐連三田次等、呪禁有余仁軍・韓國連廣足等、僧綱有少僧都神觀・律師道茲、並順天命命、共補時政、由是國家殷賑、倉庫盈溢、天下太平、街衢之上、朱紫輝々奕々、鞍乘駱々粉々、囿園幽寂、嘉石苔生、仍營飭京邑及諸驛家、許人瓦屋楮壆渥飭、至于季秋、每與文人才子、集習宜之別業、申文會也、時之學者、競欲預座、名曰龍門銛點額也」とある。
- (10) 職員令宮内省の典藥寮の条には「呪禁師二人、掌呪禁事、呪禁博士一人、掌教呪禁生、呪禁生六人、掌學呪禁」と呪禁師・呪禁博士・呪禁生が見え、医疾令の医生等条にも「呪禁生」が見える。
- (11) 『続日本紀』延暦9（790）年11月壬申条に「外從五位下韓國連源等言、源等是物部大連等之苗裔也、夫物部連等各因居地・行事、別爲百八十氏、是以源等先祖塩兒、以父祖奉使國名、故改物部連爲韓國連、然則大連苗裔、是日本舊民、今號韓國還似三韓之新來、至於唱導每驚人聽、因地賜姓古今通典、伏望改韓國二字、蒙賜高原、依請許之」とある。
- (12) 奈良六大寺大觀刊行會編『奈良六大寺大觀』第13卷唐招提寺2（岩波書店 1972年）解説23頁に写真が掲載されている。
- (13) 『古事談』第3僧行に「金鐘行者靈驗殊勝、天下皆歸依之^ヲ、可被造大佛殿沙汰之^ヲ、自大佛殿正面東ハ金鐘行者之所領也、自正面西者辛國行者之領也、爰辛國答云、歸依僧之道可依

驗德、何強被歸依金鐘一人哉、早被召合兩人可被競其効驗、隨勝劣德ヲモ被崇、伽藍ヲモ可被立^テ、依所申有謂、公家召合二人之行者、已被競驗德、各誦呪祈之間、自辛國方數万之大蜂出來擬差金鐘之叱、自金鐘方大鉢飛來蜂ヲ打拂之間、蜂皆退散了、其鉢至辛國之許戒行者、爰辛國忽結惡心爲寺敵、度々此寺之佛法ヲ魔滅セントシケリ、此事雖無慥之所見、古老所申傳也、但寺ノ繪圖ニ氣比明神辰巳角、有辛國堂之由注之^テとある。

- (14) 東大寺の大仏殿の東方、鐘樓へと向かう石段の左手に「辛国神社」が所在する。この「辛国神社」は元来「天狗社」と呼ばれていたもので、近代に入ってから「辛国神社」とも称されるようになったもののようである。堀池春峰『東大寺史へのいざない』（昭和堂 2004年）151～156頁。
- (15) 現在、御所市茅原には役小角の生家の地に建てられたとされる吉祥草寺（真言宗系単立）が所在するが、この寺院の存在が確認できるのはさほど古いことではない。
- (16) 『続日本紀』神護景雲2（768）年11月丙申条に「從五位上賀茂朝臣諸雄・從五位下賀茂朝臣田守・從五位下賀茂朝臣萱草賜姓高賀茂朝臣」とあり、同書神護景雲3年5月庚辰条に「大和國葛上郡人賀茂朝臣清濱賜姓高賀茂朝臣」とある。
- (17) 『続日本紀』の記事の「鬼神」は中国的な鬼神を指していると見られるが、この場面での「鬼神」は仏教的な意味での用法であり、ここでは日本の神祇を指して「鬼神」と称している。
- (18) 『本朝文粹』に収められた都良香（836～879年）の『富士山記』には「昔有役居士、得登其頂」とあり役小角を「居士」としている。
- (19) 水野柳太郎「道照伝考」（『奈良史学』創刊号 1983年）。
- (20) 役行者が修験道の本尊の蔵王権現（金剛蔵王菩薩）を金峯山で感得したというというのは、さらに降って12世紀初頭の『今昔物語集』巻第11の「役優婆塞誦持呪驅鬼神語第三」に「而二金峰山ノ藏王菩薩ハ此ノ役優婆塞ノ行出シ奉リ給ヘル也」とあるのが初見である
- (21) 津田左右吉「役行者傳説考」（『津田左右吉全集』第9巻 岩波書店 1964年 初出は1931年）では役小角の呪術を仏教とも結合した「シナ式方術」としている。
- (22) 註（8）前掲、和歌森氏『修験道史研究』23～35頁、村山修一『山伏の歴史』（塙書房 1970年）54～64頁など。
- (23) 『日本靈異記』下巻の「依坊修行人得猴身縁第廿四」と「女人産生石以之爲神而齋縁第卅一」。
- (24) 神祇衆生観については、脊古真哉「北陸道の初期神宮寺」（『同朋大学佛教文化研究所紀要』33 2014年、脊古真哉「高野山開創説話と丹生明神・高野明神」（『日本仏教総合研究』16 2018年）参照。
- (25) 『日本書紀』雄略天皇4年2月条に「天皇射獵於葛城山、忽見長人、來望丹谷、面貌容儀相似天皇、天皇知是神、猶故問曰、何處公也、長人對曰、現人之神、先稱王諱、然後應導、天皇答曰、朕是幼武尊也、長人次稱曰、僕是一事主神也、遂與盤于遊田驅逐一鹿、相辭發箭、並轡馳騁、言詞恭恪、有若逢仙、於是日晚田罷、神侍送天皇、至來目水、是時百姓咸言、有德天皇也」とあり、『古事記』下巻雄略天皇段に「又一時、天皇登幸葛城山之時、百官人等悉給着紅紐之青摺衣服、彼時有其自所向之山尾登山上人既等天皇之鹵簿、亦其裝束之状、及人衆、相似不傾、尔天皇望、令問曰、於茲倭國、除吾亦無王、今誰人如此而行、即荅曰之状、亦如天皇之命、於是天皇大忿而矢刺、百官人等悉矢刺尔、其人等亦皆矢刺、故天皇亦問曰、告其名、尔告名而彈矢、於是荅曰、吾先見問故、吾先爲名告、吾者雖惡事而一言、雖善事而一言々離之神、葛城一言主之大神者也、天皇於是惶畏而白、恐、我大神、有宇都志意者（自宇下五字以音也）、不覺白而、大御刀、及弓矢始而、脱百官人等所服之衣服以、拜獻、尔其一言主大神手打受其奉物、故天皇之還幸時、其大神、滿山末於長谷山口送奉、故是言主之大神者、彼時所顯也」とある。
- (26) 『釈日本紀』巻12・15の述義8・11の「一事主神」条と「土左大神、以神刀一口進于天皇」条。
- (27) 『日本三代実録』貞観元（859）年正月27日条。
- (28) 脊古真哉「春日大社の成立—都城郊外に分祀された外戚の神—」（『同朋大学佛教文化研究

所紀要』35 2016年)、脊古真哉「大山祇神社と三嶋大社—収斂・統合されていった神—」(『同朋大学佛教文化研究所紀要』36 2017年)。

- (29) 『新抄格勅符抄』に収められた「大同元年牒」に「高鴨神五十三戸〈大和二戸 伊与卅戸 天平神護二年符 土佐廿戸 天平神護元年符〉」となっている。内訳は計52戸となり、全体の戸数と合わないの何らかの誤記・誤写があるのであろう。なお『続日本紀』神護景雲2(768)年11月戊子条に「土左国土左郡人神依田公名代等卅一人賜姓賀茂」とある改氏と天平神護元(765)年の高鴨神の土左国での封戸の設定には関連があるものと見られる。
- (30) 『延喜式』祝詞の「出雲国造神賀詞」に「(前略) 乃大穴持命乃申給久、皇御孫命乃靜坐牟大倭國申天、己命和魂乎八咫鏡取託天、倭大物主櫛瓊玉命登名乎稱天、大御和乃神奈備尔坐、己命乃御子阿遲須伎高孫根乃命乃御魂乎、葛木乃鴨能神奈備尔坐、事代主命能御魂乎宇奈提尔坐、賀夜奈流美命能御魂乎飛鳥乃神奈備尔坐天、皇御孫命能近守神登貢置天(後略)」とある。
- (31) 『日本書紀』神代下天孫降臨章では「味耜高彥根神」とする。
- (32) 『新撰姓氏録』大和国神別に「賀茂朝臣／大神朝臣同祖、大國主神之後也、大田田禰古命孫大賀茂都美命〈一名大賀茂足尼〉奉齋賀茂神社」とある。この「賀茂神社」は葛城の鴨都波神社のことである。また『延喜式』四時祭下の相當祭条では鴨都波神社を「葛木鴨社二座」とし、同書臨時祭の名神祭条では「鴨神社二座」とする。
- (33) 現在の御所市鴨神に所在する高鴨神社は金剛山麓の傾斜地に立地するが、社殿配置は山を背負う形ではなく南面している。すなわち鳥居をくぐると溜池の堤を兼ねた参道がまっすぐに北進し、本殿等の社殿も南面して建てられている。この社殿のあり方がどこまで遡るものかは不明であるが、このような南面する正方位の立地・社殿配置は、奈良盆地の山裾に所在する神社では律令期以降に創祀、移転、大規模な社殿の造営などの見られた神社に共通する形態である。
- (34) 『延喜式』四時祭下の相當祭条では大和国の相當祭班幣社17社の内、他は神税から支出される幣物の「稻稻」が高鴨神社だけが正税から支出されるとなっている。
- (35) 註(28)前掲、脊古「春日大社の成立—都城郊外に分祀された外威の神—」。
- (36) 『続日本紀』神護景雲2(768)12月甲辰条に「先是山階寺僧基眞、心性無常、好學左道、詐咒縛其童子、教説人之陰事、至乃作毗沙門天像、密置數粒珠子於其前、稱爲現佛舍利、道鏡仍欲眩耀時人、以爲己瑞、乃諷 天皇、赦天下、賜人爵、基眞賜姓物部淨部朝臣、拜法參議、隨身兵八人、基眞所作怒者、雖卿大夫、不顧皇法、道路畏之、避如逃虎、至是、凌突其師主法臣圓興、擯飛驒國」とあり、高野天皇の死、道鏡の失脚に先だって、圓興の弟子であり、法參議となる基眞(生没年不詳)の舍利出現捏造が露見したことが記され、圓興と衝突して飛驒國に配流されたとしている。これにより、圓興の威勢には陰りが見られるようになり、道鏡の失脚とともに没落したと見るのが適切であろうなお、『続日本紀』宝龜9(778)年正月甲子条には「以大法師圓興爲少僧都」とあるが、これは同名異人ではなからうか。
- (37) 註(25)前掲、『古事記』下卷雄略天皇段。
- (38) 圓興の没落後には弟である高賀茂田守の動向は不明であるが、高賀茂田守と同日に高賀茂朝臣に改氏された高賀茂諸雄(生没年不詳)およびその血縁者と見られる高賀茂諸魚(生没年不詳)は宝龜・延暦年間にも活動が確認できる。
- (39) 『続日本紀』文武4(700)年3月己未条に「道照和尚物化、天皇甚悼惜之、遣使甲即賻、和尚河内國丹比郡人也、俗姓船連、父惠釋少錦下、和尚戒行不缺、尤尚忍行、嘗弟子欲究其性、竊穿便器、漏汗被褥、和尚乃微笑曰、放蕩小子汗人之床、竟無復一言焉、初 孝德天皇白雉四年、隨使入唐、適偶玄奘三藏、師受業焉、三藏特愛、令住同房、謂曰、吾昔往西域、在路飢乏、無村可乞、忽有一沙門手持梨子、与吾食之、吾自啖後氣力日健、今汝是持梨子沙門也、又謂曰、經論深妙不能究竟、不如學禪流傳東土、和尚奉教、始習禪定、所悟稍多、於後隨使歸朝、臨訣、三藏以所持舍利・經論、咸授和尚而曰、人能弘道、今以斯文附屬、又授一鑑子曰、吾從西域所

將來、煎物養病、無不神驗、於是和尚拜謝、啼泣而辭、及至登州、使人多病、和尚出鑪子、暖水煮粥、遍与病徒、當日即差、既解纜順風而去、比至海中、船漂蕩不進者七日七夜、諸人怪曰、風勢快好、計日應到本國、船不肯行、計必有意、卜人曰、龍王欲得鑪子、和上聞之曰、鑪子此是三藏之所施者也、龍王何敢索之、諸人皆曰、今惜鑪子不与、恐合船爲魚食、因取鑪子拋入海中、登時船進還歸本朝、於元興寺東南隅、別建禪院而住焉、于時天下行業之徒、從和尚學禪焉、於後周遊天下、路傍穿井、諸津濟處、儲船造橋、乃山背國宇治橋、和尚之所創造者也、和尚周遊九十有餘載、有勅請還止住禪院、坐禪如故、或三日一起、或七日一起、儼忽香氣從房出、諸弟子驚怪、就而謁和尚、端坐繩床、无有氣息、時七十有二、弟子等奉遺教、火葬於粟原、天下火葬從此而始也、世傳云、火葬畢、親族与弟子相爭、欲取和上骨斂之、飄風忽起、吹颺灰骨、終不知其處、時人異焉、後遷都平城也、和尚弟及弟子等奏聞、徒建禪院於新京、今平城右京禪院是也、此院多有經論、書迹楷好、並不錯誤、皆和上之所將來者也」とある。

(40) 坂本太郎『六国史』（吉川弘文館 1970年）189頁。

(41) 『続日本紀』延暦9(790)年7月辛巳条に「左中弁正五位上兼木工頭百濟王仁貞・治部少輔從五位下百濟王元信・中衛少將從五位下百濟王忠信・圖書頭從五位上兼東宮學士左兵衛佐伊豫守津連眞道等上表言、眞道等本系出自百濟國貴瀆王、貴瀆王者百濟始興第十六世王也、夫百濟太祖都慕大王者、日神降靈、奄扶餘而開國、天帝授籙、惣諸韓而稱王、降及近肖古王遙慕聖化、始聘貴國、是則神功皇后攝政之年也、其後輕嶋豐明朝御宇 應神天皇、命上毛野氏遠祖荒田別、使百濟搜聘有識者、國主貴瀆王恭奉使旨、擇採宗族、遣其孫辰孫王（一名智宗王）隨使入朝、天皇嘉焉、特加寵命、以爲皇太子之師矣、於是始傳書籍、大闡儒風、文教之興、誠在於是、難波高津朝御宇 仁德天皇以辰孫王長子太阿郎王爲近侍、太阿郎王子亥陽君、亥陽君子午定君、午定君生三男、長子味沙、仲子辰尔、季子麻呂、從此而別始爲三姓、各因所職以命氏焉、葛井・船・津連等即是也、逮于他田朝御宇 敏達天皇御世、高麗國遣使上烏羽之表、羣臣諸史莫之能讀、而辰尔進取其表、能讀巧寫、詳奏表文、天皇嘉其篤學、深加賞歎、詔曰、勤乎懿哉、汝若不愛學、誰能解讀、宜從今始近侍殿仲、既又詔東西諸史曰、汝等雖衆、不及辰尔、斯並國史・家牒、詳載其事矣、伏惟、皇朝則天布化、稽古垂風、弘澤浹羣方、勸政覃於品彙、故能修廢繼絕、萬姓仰而賴慶、正名辨物、四海歸而得宜、凡有懷生、莫不扞躍、眞等先祖委質 聖朝、年代深遠、家傳文雅之業、族掌西庠之職、眞道等生逢昌運、預沐天恩、伏望改換連姓、蒙賜朝臣、於是勅回居賜姓菅野朝臣」とある。

(42) 註(19)前掲、水野氏「道照伝考」では『続日本紀』の道照伝について玄奘伝、行基伝、鑒真伝、禪院寺縁起などから、さまざまなエピソードを集成したものであるとの理解が示されている。

(43) 『日本書紀』白雉4年5月壬戌条に「發遣大唐大使小山上吉士長丹、副使小乙上吉士駒<駒、更名糸>、學問僧道嚴・道通・道光・惠施・覺勝・弁正・惠照・僧忍・知聡・道昭・定惠<定惠内大臣之長子也>・安達<安達中臣渠每連之子>・道觀<道觀春日粟田臣百濟之子>、學生巨勢臣藥<藥豐足臣之子>・氷連老人<老人眞玉之子、或本、以學問僧知辨・義德、學生坂合部連磐積而増焉>、并一百廿一人、俱乘一船、以室原首御田爲送使、又大使大山下高田首根麻呂<更名八掬脛>、副使小乙上掃守連小麻呂、學問僧道福・義向、并一百廿人、俱乘一船、以土師連八手爲送使」とある。

(44) 『日本三代実録』元慶元(877)年12月16日条に「以禪院寺爲元興寺別院、禪院寺者遣唐留學僧道照還此之後、壬戌年三月創建於本元興寺東南隅、和銅四年八月移建平城京也、道照法師本願記曰、眞身舍利、一切經論、安置一處、流通万代、以爲一切衆生所依之處焉」とある。

(45) 『日本靈異記』上卷の「勤求學佛教弘法利物臨命終時示異表縁第廿二」に「臨命終時、洗浴易衣、向西端坐、光明遍室、于時開目、召弟子知調、汝見光不、答言、已見、法師戒曰、勿妄宣伝、即後夜、光自房出、施輝寺庭松樹、良久乃光指西飛行、弟子等莫不驚怪、大德西面端坐應卒焉、定知必生極樂淨土」とある。

- (46) 『続日本紀』宝亀元(770)年10月丙辰条に「僧綱言、奉去天平寶字八年 勅逆黨之徒、於山林寺院、私聚一僧已上、讀經悔過者、僧綱固加禁制、由是山林樹下、長絶禪迹、伽藍院中、永息梵響、俗士巢許、猶尚嘉遁、况復出家釋衆、寧无閑居者乎、伏乞、長往之徒、聽其脩行、詔許之」とある。
- (47) 『続日本紀』宝亀3(772)年3月丁亥条に「禪師秀南・廣達・延秀・延惠・首勇・清淨・法義・尊敬・永興・光信、或持戒足稱、或看病著聲、詔充供養、並終其身、當時稱爲十禪師、其後有關、擇清行者補之」とある。
- (48) 『日本靈異記』中巻「未作畢佛像而棄木示異靈表縁第廿六」に「禪師廣達者、俗姓下毛野朝臣、上総國武射郡人<一云、哇蒜郡人也>、聖武天皇代、廣達入於吉野金峯、經行樹木下而求佛道」とある。
- (49) 呪禁師の衰退・消滅については、下出積與『道教—その行動と思想—』(日本人の行動と思想10 評論社 1971年) 220~224頁参照。
- (50) 『続日本紀』神護景雲元(767)年8月癸巳条に「陰陽員外助從五位下紀朝臣益麻呂叙正五位下、允正六位上山上朝臣船主從五位下<今檢景雲二年始賜朝臣、此據位記而書之>、員外允正六位上日下部連虫麻呂・大属百濟公秋麻呂・天文博士國見連今虫・咒禁末使主望足並外從五位下(後略)」とある。
- (51) 比蘇寺については、堀池春峰「比蘇寺私考」(同氏『南都仏教史の研究』下諸寺篇 法蔵館 1982年 初出は1954年)参照。
- (52) 五来重「総説 吉野・熊野修験道の成立と展開」(同氏編『吉野・熊野信仰の研究』<山岳宗 教史研究叢書4>名著出版 1975年)では吉野川北岸の比蘇寺の地と南岸の金峯山を「二つの吉野」と捉えている。
- (53) 奈良県教育委員会事務局奈良県文化財保存事務所編『重要文化財大峯山寺本堂修理工事報告書』(奈良県教育委員会 1986年) 68~118頁。
- (54) 藪田香融「古代仏教における山林修行とその意義—特に自然智宗をめぐる—」(同氏『平安仏教の研究』法蔵館 1981年 初出は1957年)。
- (55) 堀池春峰「修験道と吉野」(註(52)前掲、同氏『南都仏教史の研究』下諸寺篇 初出は1972年)。
- (56) 『伝述一心戒文』巻上に「弘仁三年四月十一日、於東大寺戒壇院受具足戒、一夏之中戒壇院與七大寺、新受戒師等、修練戒珠持犯之旨、承於景深津大徳、七月旬、亦重登壇、受菩薩三聚淨戒、東大寺深津大徳爲所依師、同十六日、登於金嶽、爲奉明神奉說法法華、二七日間、彼願已畢、大安寺勤操・安澄二大徳、請景深律師講六卷抄、彼講律間、聞於六卷抄」とある。比叡山専修学院附属叡山学院編『傳教大師全集』巻1(世界聖典刊行協会 1975年復刻)。
- (57) 首藤善樹『金峯山寺史』(総本山金峯山寺 2004年) 34頁では「この明神は名こそ記されていないが、金剛蔵王菩薩(蔵王権現)につながる神格であろう」とするが、ここは在来の神祇をあてるべきであり不適切である。金峯山と金剛蔵王菩薩が結び付くのは聖宝(832~909年)の活動以降のことであろう。
- (58) 『令義解』僧尼令の禪行条に「凡僧尼有禪行<謂、禪靜也>、修道、意樂寂靜、不交於俗、欲求山居服餌者<謂、服避穀藥、而靜居行氣也、雖不服餌。亦聽山居也>、三綱連署、在京者、僧綱經玄蕃、在外者、三綱經國郡、勘實並錄申官、判下山居所隸國郡<謂、假如、山居在金嶺者、判下吉野郡之類也>、每知在山、不得別向他處」とある。
- (59) 『口遊』の「坤儀門」に「比叡 比良 伊吹 神岑 愛宕 金岑 葛木<謂之七高山> / 今案、比叡山在近江國志賀郡、比良山在同國高嶋郡、伊吹山在美濃國不破郡、神岑在攝津國上郡、愛宕護山在山城國葛野郡、金岑山在大和國吉野郡、葛木山在同國葛木上郡、依承和三年三月十三日官符、春秋二時各九箇日修業師悔過料、每寺給穀五十斛、但伊吹山字國史所注異吹也、猛風常異他山之義也、今改異字爲伊字未詳」とある。

- (60) 『日本三代実録』元慶2(878)年2月13日条に「詔以近江國坂田郡伊吹山護國寺、列於定額、沙門三修申牒稱、少年之時、落髮入道、脚歷名山、莫不周盡、仁壽年中、登到此山、即是七高山之其一也、觀其形勢、四面斗絶、人跡希至、昔日深草聖皇、令建一精舍修藥師念佛、三修居止以降、歲月漸積、堂舍有數、誠非雲構庶幾靈山、望請天慈、賜預定額、故從其所請」とある。ここでは美濃国ではなく近江国としているが、伊吹山は近江と美濃の国境に位置するのでこれは問題ではなからう。
- (61) 『日本文徳天皇実録』仁寿3(853)年6月己巳条に「以大和國金峯神預於名神」とあり、同書斉衡元(854)年6月甲寅条に「以大和國金峯神預於相嘗・月次并神今食祭也」とある。なお、貞観元(859)年の一斉昇叙では正三位に叙されている。
- (62) 『扶桑略記』文武5(701)年正月同月条に「(前略)於時金峯與葛木山爲行通於兩山、召集諸國神令度橋之時、金峯大神不勝咒力而且作始之、葛木一言主大神又且作始、申於行者云、自形尤醜、夜間作之、行者迫一言主明神云、晝尚倦、況將夜作哉、早速可作度、時一言主明神不勝於行者迫、讒言於王宮、役優婆塞擬傾皇位云々、依咤宣(後略)」とある。
- (63) 鎌倉時代の成立と見られる吉野・葛城・笠置についての縁起・記録を集成した『諸山縁起』の金峯山本縁起の第10項目の金峯山本縁起に「(前略)於時金峯山與葛木山爲行通於兩山、召集諸國神令度橋之、于時金峯山大神不勝咒力而且作始之、葛木一言主大神又且始作矣、申於行者云、自形尤醜、夜内作云々、行者迫云、晝尚倦、況將夜作哉、早速可作度、迫時一言主明神不勝於行者迫、讒言於王宮、其咤宣云、役優婆塞擬傾皇位云々(後略)」とほぼ同文が見られる。宮内庁書陵部蔵。桜井徳太郎他校注『寺社縁起』(日本思想大系20 岩波書店 1975年)351・352頁に史料の翻刻が掲載されている。
- (64) 井上光貞・大曾根章介校注『往生伝 法華験記』(日本思想大系7 岩波書店 1974年)256頁の頭注による。
- (65) 吉田一彦「宗叡の白山入山をめぐって一九世紀における神仏習合の進展(一)一」(『仏教史学研究』50 2011年)。
- (66) 天徳元(958)年に浄蔵(891~964年)の口述を弟子が記したとされる『泰澄和尚伝』がよく知られているが、その内容は到底当時のものと見ることはできない。黒田俊雄「白山信仰の構造―中世加賀馬場について―」(『黒田俊雄著作集』第3巻 法蔵館 1995年 初出は1983年)では鎌倉時代の成立とし、さらに浅香山木「『泰澄和尚伝』試考」(下出積與編『白山信仰』民衆宗教史叢書第18巻 雄山閣出版 1986年 初出は1984年)では13世紀の成立とする。また『法華験記』下巻の「第八十一越後國神融法師」の神融が泰澄の前身とされるが、神融を泰澄と同一人物とするのは『泰澄和尚伝』とそれを承けた『元亨釈書』以降のことである。
- (67) 註(18)前掲。
- (68) 坂本太郎『菅原道真』(人物叢書 吉川弘文館 1962年)24~34頁参照。
- (69) 『日本三代実録』元慶3(879)年正月7日条に菅原道真の従五位下から従五位上への昇叙が見える。翌月の同書同年2月25日条に「文章博士従五位下兼行大内記・越前權介都朝臣良香卒、良香者左京人、従五位主計頭貞繼之小子也、良香本名言道、後改名也、姿體輕揚、甚有膂力、博通史傳、才藻艷發、聲動京師、居貧无財、常不舉爨^{ツク}、卒時年卅六、有集六卷」と都良香の卒伝がある。この部分は『日本三代実録』の本文の残りが悪く、多く『類聚国史』や『日本紀略』で補われたものである。都良香は位階が菅原道真に凌駕されたのは事実であるが、翌月に現職のまま死去している。なお、菅原道真の最も古い伝記とされる『北野天神御伝』には「(元慶)三年正月超間頭都良香叙従五位上、以累代儒職也」とあり、都良香の位階を凌駕したことが特筆されている。

